



雑感

代表 長沼 隆弘



明けましておめでとうございます。年初にお届けする文面とすれば少々読み難い内容ではありますが、雑感にお付き合い頂ければと思います。

少々世の中がヒステリックになりすぎていると感じます。企業もコンプライアンスを重視せざるを得ません。あおり運転の映像にもびっくりしました。当然、許せません。ただ、普通に運転をしているつもりでも、受取る側の解釈によって、不快を与え、叩かれてしまう場合もあると思います。宣伝効果もあり企業名を入れている車も多く走っていますが、この様なリスクを考えると、ボディに社名を冠したトラックや社用車はなくなってしまうのではないかと思います。昭和の時代には、少々の事には目をつぶって先に進めたものが、生活に余裕が出てきた昨今は細かい事も許されず、コンプライアンスが重視されています。

さて、昨年くらいから税務調査が増えている実感があります。企業の数に対する実地調査の数を実調率といいますが、税務職員数の減少と手続規定の強化の影響があり、ここ数年の実調率が30%を下回り、実調率回復の為に税務調査の数を増やしているそうです。

最近の税務調査では、判を押したように「廃材の処分はどうされていますか？」と聞かれます。鉄やアルミなど廃材の価格が上昇し、処分費がかかるものが、価値のあるものとなり売却益が出ます。廃材を売ったお金が帳簿に上がらないまま、従業員さんの飲食代などの福利厚生費に消えてしまうと、税務的には仮装経理という話になってしまうので大変です。ちゃんと帳簿に計上されているかの確認をしてください。この様に、細かい事を皆様にお伝えせねばならない時代となりました。ある意味、平和な世の中という事でしょうか。

新年から税務調査の話もいかなものかと思っておりますので、お客様から教えて頂いた本をご紹介します。『あきない世傳 金と銀』という宝塚出身の高田郁さんが書かれた小説です。主人公は西宮の津門の出身。その主人公が大阪の呉服屋に奉公に出ます。そこでの奮闘が描かれているのですが、何より、当時の商売について書かれているので、掛売の何たるかや、商売に対するものの考え方など、主人公を通じて多くの事を学ぶことができました。現在は、時代小説文庫で4巻まで出版されているのですが、まだ続きがありますので、次の巻の出版を楽しみにしている次第です。

最後になりますが、この一年も皆様のお役に立てるよう、職員一同 頑張っておりますのでどうぞ宜しくお願いします！

★平成30年から所得税が変わります 配偶者控除及び配偶者特別控除の改正

(平成29年の年末調整には関係ありません)

(1) 配偶者控除

配偶者控除の額が、以下の表のとおりとされました。
なお、合計所得金額が1,000万円(給与収入で1,220万円)を超える居住者については、**配偶者控除の適用はできない**こととされました(改正前は合計所得金額の制限無し)。

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を、**38万円超123万円以下(給与収入201万5,999円以下)**とし、その控除額が、以下の表のとおりとされました。

役員報酬を決める際にご注意ください。(吉本)

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位:万円)										
	配偶者控除 [※]	配偶者特別控除									
		~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	-
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	-
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	-
1,220~ (1,000~)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

★新入職員紹介

中角 直喜

平成4年8月29日生 A型



平成29年10月に入社致しました。

自転車に興味で、先日、西宮から滋賀の実家まで5時間かけて、自転車で帰りました。皆様のお役に立てるよう頑張りますので、よろしくお願い致します。

★他人事じゃない?! ~外国人社員の源泉税~

コンビニや飲食店などで、外国人の方に接客されることが多くなったと思いませんか。皆様も、外国人を雇おうと考えたり、既に、外国人の社員がいらっしゃる方もいると思います。源泉税について、通常の社員と扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。



(1) 居住形態の確認

外国人社員の所得税を計算する場合、その外国人が“居住者”となるか“非居住者”となるかを判定しなければなりません。この区分の違いにより給与計算上の所得税の計算方法が異なります。

外国人	居住者	永住者	日本国籍を有している、または、過去10年間に日本に住所・居所を有していた期間の合計が5年以上ある人
		非永住者	日本国籍を有さない、かつ、過去10年間に日本に住所・居所を有していた期間の合計が5年以下である人、かつ、非居住者ではない人
	非居住者	日本に住所を有さない個人、かつ、日本に1年以上居所を有さない人	

(2) 所得税

居住者は日本人の社員と同様の扱いですが、**非居住者は、支給金額にかかわらず、原則20.42%源泉となります。**(杉浦)

★事務所ニュース

昨年11月に城崎に社員旅行に行きました。

外湯めぐり、出石そばを堪能し、片岡愛之助さんの歌舞伎を鑑賞致しました。

また、40年間勤めた職員が定年で退職致しましたが、職員の結婚、出産のラッシュが続くなど明るい報告に事欠かず、1名新しく仲間が増え、今年も24名の体制で新しい年を迎える事となりました。(渡邊)



↑手打ちそばです

編集後記 2月は、平昌冬季オリンピック。6月にはサッカーワールドカップ ロシア大会。野球では、大リーグでの大谷翔平。今年も日本人の世界での活躍に期待が膨らみます。世界と戦う彼らの強靱な肉体精神に支えられた超越した技術は「より上を目指す」という、強力なモチベーションの持続から生まれたと思います。我々も、更なる飛躍を自分自身に課す、2018年にしたいものです。業務2課がお届けしました。(山崎)